

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月10日から同年5月1日まで
② 昭和48年10月4日から同年11月1日まで

申立期間①については、D社に採用となり、昭和45年2月から親会社のA社で2か月研修し、引き続きD社に勤務した。

申立期間②については、転勤によりB社E支店から同社F支店に異動したが、継続して同社に勤務していた。

私が申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の回答及び申立人と一緒に研修に行った複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社及びその関連会社であるD社に継続して勤務（A社からD社に転籍）していたことが認められる。

また、D社の商業登記簿謄本には、会社設立日が昭和45年4月30日と記載さ

れているところ、A社は、「当時の給与は毎月20日締め、25日支払であった。当時の資料が無く不明だが、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料は当社が控除したと考えられる。」と回答している。

さらに、D社の立ち上げに関与したA社の元総務課長は、「D社の立ち上げ間もない頃は、A社で給与計算をはじめ、人、物、金の全て面倒を見ていた。申立人は継続して勤務していたので、給与は途切れることなく支給しており、厚生年金保険料控除を行っていたはずだ。」と供述している。

加えて、D社の立ち上げに際し、A社からD社に転籍した同僚は、「D社の立ち上げ後2年くらいはA社から複数の事務担当者が出張で来て、D社の事務全般を担当していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同社における資格喪失日を昭和45年5月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和45年3月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の同社における資格喪失年月日が「昭和45年4月10日」と記載されていることが確認できることから、事業主は同日を申立人の同社における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る昭和45年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険被保険者記録、C社が保管する人事基礎データ及び退職金計算書から判断すると、申立人がB社に継続して勤務(同社E支店から同社F支店に異動)していたことが認められる。

また、C社は、「申立人が退職したことを示す記録が無いので継続勤務しており、申立期間②においては、E支店において申立人の給与から厚生年金保険料控除をしていたと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は、「F支店に転勤した昭和48年10月頃は、E支店で給与計算と保険料控除を行い、E支店の総務担当者が給料をF支店に持ってきた。」と供述しているところ、申立人と同時にE支店からF支店に転勤した同僚も同様の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社(E支店)において申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められること

から、同社における資格喪失日を昭和48年11月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、B社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年9月の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いので不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年12月まで

私は、昭和46年10月から50年1月31日まで、A共済組合（B団体）が運営する「C事業所」（現在は、D事業所）に勤務して、保険料を天引きされていたと思うが、この間の年金記録が無い。厚生年金保険の加入期間だと思っていたが、一緒に勤務していた人がB団体に確認したところ、国民年金の加入対象期間になるとの回答があったと聞いている。

また、昭和50年1月31日までで、C事業所の勤務を終えて、E町（現在は、F市）に戻ってきたが、同年2月から同年12月までの期間、G市に月々6,000円ずつ支払をしていたことを覚えているので、この期間を含め申立期間とした。

申立期間は、国民年金に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、G市において国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、C事業所勤務当時の同僚がB団体に照会した結果から、同事業所において国民年金に加入していたのではないかと述べている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年10月1日から50年1月31日までの期間について、A共済組合は、「申立人はA共済組合の正職員として勤務し、A共済組合の組合員期間となっていたが、退職時に一時金の支払を受けて組合員期間の掛金を清算している。」旨回答していることから、C事業所に勤務中は、申立人はA共済組合の組合員として掛金を徴収されていた上、46年10月から*年*月までは、申立人が20歳に到達する前であるため、制度上、国民年金に加入することができない期間である。

また、申立人は、C事業所在職中に住民票をG市に異動したことは無いと

思うとし、自動車運転免許証の更新手続のため地元に戻ったことがあるとも述べていることから、この期間の申立人の住民登録はE町で行われていたと推認でき、G市での国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付はできないと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで確認したところ、申立期間中にG市及びE町において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。

加えて、E町作成の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳の納付記録はオンライン記録と一致している上、国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和53年5月15日であり、申立人はこの頃に国民年金への加入手続を行ったものと推認されるが、この時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間のうち、昭和50年2月から同年12月までの期間について、申立人は、同年1月31日にC事業所を退職してE町に戻ったが、その後、G市役所に月々6,000円ずつ支払をしていたことを覚えており、この支払が国民年金保険料の可能性があるのであるのではないかと述べている。

しかしながら、昭和50年当時、国民年金の月額保険料は1,100円であり、また、毎月納付ではなく3か月分を一括して納付する時期であったことから、この支払は国民年金保険料以外のものであったと推認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和50年5月20日から51年1月20日までの期間において、申立人にはH事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、当該期間に係る国民年金保険料の還付記録も無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 739

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 62 年 9 月まで
申立期間については、私の亡き母が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母が全て行ってくれていたとしているが、その母は既に他界していることから加入手続及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、国民年金被保険者台帳管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 12 月 8 日に A 村において払い出されており、申立期間当時、申立人は、国民年金に加入していなかったことから国民年金保険料を納付することができない上、当該払出時点において、申立期間のうち、54 年 12 月から 61 年 9 月までは、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月以降については、申立人の母が申立人及びその弟の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたとしているが、申立人の弟に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、その弟が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年3月までの期間、43年1月から44年1月までの期間、45年9月から46年2月までの期間、48年7月から50年12月までの期間、51年4月から53年3月までの期間、54年10月から55年3月までの期間及び58年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から38年3月まで
② 昭和43年1月から44年1月まで
③ 昭和45年9月から46年2月まで
④ 昭和48年7月から50年12月まで
⑤ 昭和51年4月から53年3月まで
⑥ 昭和54年10月から55年3月まで
⑦ 昭和58年10月から59年3月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、亡き母が全て行ってくれていた。

申立期間について、私は、平成2年頃に亡き母から、「未納のままとなっていた国民年金保険料を分割により全て納めた。」と聞いており、これらに係る複数枚の領収書も見せてもらった記憶がある。

亡き母は、私の国民年金保険料を全て納めてくれていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、亡き母が加入手続と申立期間の保険料を納付してくれていたと思うとしているが、申立人は直接関与していないため、申立内容を裏付ける具体的な状況は不明である。

また、申立人は、平成2年頃に亡き母から、それまで納付していなかった

申立期間の国民年金保険料を分割により全て納めた旨聞いたとしているが、A市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人の昭和55年4月から56年3月までの期間、同年7月から58年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの免除期間については、62年5月6日から平成2年2月1日までの間における複数回の追納記録が確認できるものの、申立期間①から⑥までについては、免除期間となっておらず、免除に係る保険料の追納ができない上、最初の追納記録が確認できる昭和62年5月6日時点において、申立期間①から⑥までは、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立期間⑦直後の昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、61年4月30日から同年12月6日までの間に複数回にわたる過年度納付が確認できるものの、申立期間⑦の保険料については、納付されたことをうかがわせる事情が見当たらない上、最初の過年度納付が確認できる同年4月30日時点において、申立期間⑦のうち、58年10月から同年12月までは、時効により保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人に係るA市作成の国民年金被保険者票及び同被保険者名簿の記録は、同被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。